

令和7年4月1日

保護者各位

しゃらこども園

園長 藤本高明

園での与薬について

本来、園で薬を飲ませることは法律違反となります。
診察の際、医療機関でこども園に通っていることを伝え、薬の処方ができる限り1日2回の処方をお願いしてください。やむを得ず薬を持参される場合、日本保育園保険協議会の指針に沿って対応させていただきます。

(一般社団法人 日本保育園保険協議会 HP 参照)

- ◎医療機関からの処方薬以外はお預かりできません。
- ◎薬を預ける際は、薬とともに必要事項を記入した「投薬カード」を投薬袋に入れて提出してください。投薬カードは毎回提出してください。
- ◎薬局から頂く「薬剤情報提供書」も合わせて提出ください。
(薬剤情報提供書はお返しします)
- ◎薬は1回分ずつ記名して持参してください。水薬は記名した小さな容器に1回分ずつ移して持たせてください。
- ◎投薬袋は通園バッグに入れたり、シール帳に挟んだりすることなく、直接職員へ手渡してください。
- ◎鎮痛剤や解熱剤などは投薬できません。

投薬カードは、しゃらこども園 HP から投薬カード (PDF) ダウンロードできます。